
令和３年第２回玖珠町議会定例会会議録(第１号)

令和３年６月３日（木）

１．議事日程第１号

令和３年６月３日（木） 午前１０時開議（開会）

- 第 １ 会議録署名議員の指名
 - 第 ２ 会期の決定（議会運営委員長報告）
 - 第 ３ 議長の諸般の報告
 - 第 ４ 議案の上程（議案第５７号から議案第６２号、報告第７号から報告第８号）
 - 第 ５ 町長の行政報告及び議案の提案理由の説明
 - 第 ６ 請願及び要望の上程（請願１件、要望１件）
 - 第 ７ 委員会の継続調査の結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
-

１．本日の会議に付した事件

- 第 １ 会議録署名議員の指名
 - 第 ２ 会期の決定（議会運営委員長報告）
 - 第 ３ 議長の諸般の報告
 - 第 ４ 議案の上程（議案第５７号から議案第６２号、報告第７号から報告第８号）
 - 第 ５ 町長の行政報告及び議案の提案理由の説明
 - 第 ６ 請願及び要望の上程（請願１件、要望１件）
 - 第 ７ 委員会の継続調査の結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
-

出席議員（１３名）

１ 番	横 山 弘 康	２ 番	衛 藤 和 敏
３ 番	河 島 公 司	４ 番	細 井 良 則
５ 番	松 下 善 法	６ 番	小 幡 幸 範
７ 番	松 本 真由美	８ 番	石 井 龍 文
９ 番	宿 利 忠 明	１０番	河 野 博 文

1 1 番 秦 時 雄

1 2 番 高 田 修 治

1 4 番 大 野 元 秀

欠席議員（1名）

1 3 番 藤 本 勝 美

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 清 原 洋 一

議事庶務班主幹 秦 久里子

議事庶務班主査 後 藤 佳 子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宿 利 政 和

副 町 長 秋 吉 一 徳

教 育 長 梶 原 敏 明

総 務 課 長 石 井 信 彦

基地・防災対策課長
兼政策法務課長 瀧 石 裕 一

企画商工観光課長 衛 藤 正

税 務 課 長 穴 井 陸 明

福祉保険課長 西 村 正 明

子育て健康支援課長 横 山 芳 嗣

建設水道課長 長 柄 義 正

農林課長兼
農業委員会
事務局長 藤 原 八 栄

人権確立・
部落差別解消
推進課長兼
隣保館長 山 本 恵一郎

会計管理者兼
会計課長兼
住民課長 時 枝 弘 法

教育政策課長兼
学校給食センター所長 長 尾 孝 宏

教育政策課
指導企画監 佐 藤 貴 司

社会教育課参事 武 石 洋 子

監査委員
事務局長 和 田 育 男

監 査 委 員 河 野 好 美

総務課長補佐兼
行政班主幹 神 田 裕 一

社会教育課長兼
中央公民館長兼
B & G 海 洋
センター所長兼
わらべの館館長兼
久留島武彦
記念館事務局長 秋 好 英 信

上 程 議 案

議案第57号 令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）

議案第58号 行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第59号	玖珠町手数料条例の一部改正について
議案第60号	玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第61号	玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第62号	玖珠町消防団条例の一部改正について
報告第7号	令和2年度玖珠町一般会計継続費繰越計算書について
報告第8号	令和2年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書について

午前10時00分開議（開会）

○議長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

傍聴される皆様方に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手や指の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛をお願いいたします。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されております。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いいたします。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、13番藤本勝美君から欠席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、令和3年第2回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに本定例会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大野元秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

2番 衛 藤 和 敏 君

12番 高 田 修 治 君
の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大野元秀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

本日は、委員長は欠席ですので、議会運営委員会副委員長河島公司君。

○議会運営副委員長（河島公司君） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について御報告いたします。

令和3年第2回玖珠町議会定例会の開会に当たり、去る5月27日に議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、あらかじめお手元に配付してあります日程表のとおり、6月3日から6月22日までの20日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、令和3年度玖珠町一般会計補正予算案件1件と、条例の一部改正案件5件、令和2年度玖珠町一般会計継続費関係の報告案件1件、令和2年度玖珠町一般会計繰越明許費関係の報告案件1件であります。また、今議会に2月24日以降受理した請願及び要望については、請願1件、要望1件が提出されております。

次に、本定例会の一般質問者は7名であります。したがって、一般質問の日程については、6月9日、10日の2日間の日程といたします。

なお、今会期中に、補正予算案件と条例の一部改正及び契約案件の追加議案が予定されている旨の報告を受けています。

何とぞ、本定例会の慎重なる御審議と議会運営に格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例議会においては、新型コロナウイルス感染症の予防として、議場の入出時における手指の消毒とマスクの着用、服装についてはクールビズの取組としてノーネクタイ対応としております。御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（大野元秀君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会副委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は本日6月3日から6月22日までの20日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日6月3日から6月22日までの20日間と決定いたしました。

議会運営委員会副委員長河島公司君、自席にお戻りください。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（大野元秀君） 日程第3、議長の諸般の報告をいたします。

去る4月30日に行われました令和3年第2回玖珠町議会臨時会以降、5月2日には急遽、規模を縮小し開催されました成人式、5月5日には童話祭と参加をまいりました。

5月7日には、大分県町村議会の役員会が日出町で行われ、関係団体の議会構成の変更に伴う役員改選が行われ、3年度の活動方針を定めたところでございます。また、14日には、議会のペーパーレスに向けてICT研修を実施し、議員各位のスキル向上に寄与したものと考えております。

また、20日には、令和3年第3回玖珠町議会臨時会が行われ、補正予算案件1件を修正の上、可決したところです。21日には、日田玖珠議長会及び日田玖珠広域消防組合の会合が日田市役所で開催され、それぞれ役員改選が行われました。

今後においては、いつ終息するのか予想ができない新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される中で生活が続きますが、議会として住民の声を聞き、住民目線によるまちづくり、議会運営を心がけてまいりたいと考えているところです。

最後になりましたが、議会ICT研究委員会等で調査研究を行い、長く懸案でありました本会議の映像配信が本6月定例会から実現する運びとなりました。ユーチューブを通じ、玖珠町のホームページや玖珠町アプリ「りんくす」でも7月上旬から録画映像が御覧になれますので、ぜひ御利用ください。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第57号から議案第62号、報告第7号から報告第8号）

○議長（大野元秀君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第57号から議案第62号までの6議案及び報告案件2件について、一括上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第57号から議案第62号までの6議案と報告案件2件につきましては、一括上程することに決定いたしました。

日程第5 町長の行政報告及び議案の提案理由の説明

○議 長（大野元秀君） 日程第5、町長の行政報告及び議案の提案理由の説明を求めます。

宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、行政報告と提案を申し上げます議案につきまして、説明を申し上げたいと存じております。議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

では、初めに行政報告を時系列で申し上げたいと思います。

5月17日月曜日、18日火曜日の2日間、第64回大分県乾椎茸品評会（袋物の部）が大分市で行われまして、茶花冬菇の部で、大字戸畑の中村次男さんが最高賞に当たります優等を受賞されました。今回の受賞は、本人のみならず、玖珠町においても大変名誉なことでありまして、今後も乾椎茸・生椎茸ともに優秀な産地として発展するよう、町としても支援をしてまいりたいと考えております。

次に、5月26日、台湾に資本があります東京都世田谷区永寶株式会社様から、防災巡回車として車両1台、アルコール除菌剤4リットルを120本、足踏み式手指ポンプスタンドを20台御寄贈いただきました。

永寶株式会社様は、長年にわたり慈善事業に従事されておりまして、李寶珠会長の社会から得たものは社会に生かす、世界の貧しい人々を救う人類共助の精神というお考えを受け継いで設立された会社でございます。そのため、永寶株式会社様は、設立以来、利益の一部を慈善活動及び寄附支援活動に充てられており、昨年7月の九州豪雨災害の被災地に対しまして、災害のみならず地域住民生活に対して幅広く支援したいというお考えから、九重町には、地域学生の移動手段でありますスクールバス1台を寄贈され、玖珠町にもこのたび防災巡回車等々を御寄贈いただいたものでございます。

本来であれば、永寶株式会社様を本町にお招きし、多くの町民の皆さんの前で贈呈式を実施すべきところでございますけれども、現在のようなコロナ禍の中でございますので、リモートにより実施することを含めまして、今、調整を行っているところでございます。

続きまして、5月27日でございます。人権の花運動指定書交付式を玖珠町立古後小学校で行うと同時に、同校を実施校に指定いたしました。

この人権の花運動の取組は、小学校児童等が、植物を育てる体験を通して、相手の立場を考え、人と協力し合うことや助け合うこと、感謝することを学び、自然や生命の貴さを体得させるとともに、保護者や地域の人々に鑑賞していただくことで、自分たちで育てたことの成就感を味わい、自己肯定感を育むことを目的に、県からの人権啓発活動採択事業を活用して実施するものでございます。

当日、式では、野平地区に咲くミツガシワが描かれた看板と人権イメージキャラクターの人形2体を贈呈したところでございます。

また、本年度は、「自分を大切に、自分に関わる全ての人を大切に」をテーマに、古後小学校、全

校児童7名の学校でございますが、今後は学年ごとに割当てを決め、校内の花壇などで種から花を育てます。そして、8月の「人権を守る町民のつどい」の中での取組発表や中間発表会、また風船イベントなどを行い、併せて人権啓発活動を行っていく計画となっております。

以上で行政報告を終わります。

引き続き、今定例議会に上程をしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思っております。

それでは、初めに議案第57号、令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

お手元に議案書、別紙で令和3年度補正予算案（第2号）の概要及び内訳の資料もお配りしておりますので、併せて御参照を賜りたいと思っております。

まず、令和3年度一般会計補正予算（第2号）の3ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,498万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ104億4,418万5,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に5,148万円、社会資本整備総合交付金事業の建設関連工事3路線に6,892万5,000円、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業の橋梁工事に1億275万9,000円を増額、そのほか行政運営における緊急性の高い経費などの計上をしているところでございます。

続いて、4ページをお開き願います。

第1表の歳入歳出予算補正、まず歳入につきましては、国庫支出金、繰入金、町債の補正でございます。

続いて、6ページ、7ページを御覧いただきたいと思います。

15款国庫支出金は、国庫負担金を1億5,044万8,000円、国庫補助金を6,802万3,000円増額しまして、補正後の額は19億8,167万8,000円となるものでございます。

続いて、19款繰入金でございますが、財政調整基金を4,061万4,000円増額しまして、補正後の額は7億5,657万5,000円になるというものでございます。

続いて、22款町債でございますが、土木債を3,030万円増額、災害復旧債を3,440万円減額するもので、合わせて410万円の減額となりまして、補正後の額は9億2,395万1,000円になるというものでございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧いただきたいと思います。

歳出でございますけれども、総務費、民生費、衛生費、土木費、災害復旧費などが主なものとなっております。

まず、2款総務費は、総務管理費を増額するもので、3,665万6,000円を増額し、補正後の額は19億3,753万7,000円になるというものでございます。

3款の民生費でございますが、児童福祉費などを1,770万6,000円増額し、補正後の額は26億4,642

万6,000円になるというものです。

続いて、4款の衛生費でございますが、保健衛生費を1,819万6,000円増額し、補正後の額は7億7,884万円になるというものでございます。

8款の土木費でございますが、道路橋梁費を6,892万5,000円増額しまして、補正後の額は3億8,681万6,000円になるというものです。

10ページを御覧いただきたいと思います。

11款の災害復旧費でございますが、土木施設災害復旧費を1億587万3,000円増額し、補正後の額は12億8,135万2,000円になるというものです。

11ページをお開き願いたいと思います。

第2表の継続費補正につきましては、下泊里橋橋梁災害復旧事業費の総額を1,906万6,000円増額しまして、補正後の額は3億6,639万9,000円になるというものです。また、春日橋橋梁災害復旧費の総額を6,739万5,000円増額しまして、補正後の額は1億7,745万5,000円になるというものです。

12ページを御覧いただきたいと思います。

第3表の地方債補正でございますが、唐杉線法面保護事業を追加、長剣線道路改良事業のほか2事業を変更するというものでございます。

13ページから23ページまでは、予算に関する説明書となっております。

詳細につきましては、予算常任委員会の中で説明を申し上げ、御審議を賜りたいというふうに思っております。

以上が令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）の主な内容でございます。

続きまして、お手元の議案集を準備いただき、まず3ページをお開き願いたいと思っております。

議案集の3ページ、議案第58号は、行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

この議案は、総務省自治行政局長通知に基づき、押印を不要とする対応に変更するため、提出するというものでございます。押印廃止に向けましては、各自治体で準備を進めておりまして、本町におきましても本年6月中の実施に向け準備を進めているところでございます。

本議案の内容としましては、条例で定められている押印規定3つの条例のうち、玖珠町職員の服務の宣誓に関する条例の押印を廃止、玖珠町固定資産評価審査委員会条例の署名押印を削除、残る1つは、玖珠町火入れに関する条例につきまして、玖珠町消防団の部長印等がありますので、消防団等と確認を行いながら廃止に向けまして今後検討していくことにしております。

条例以外の規則や要綱等で規定されました押印廃止につきましては、押印が必要な総件数のうち、押印廃止が可能な件数及び廃止としない件数の取りまとめを現在行っておりますので、これがまとまり次第、廃止が可能なものを一括で廃止する規定として策定することとしているところでございます。

住民の皆さんが行います行政手続において、押印の見直しに向けた取組でございますが、様式等から押印を廃止することによって、各種申請や請求の手続を簡素化し、住民の御負担を軽減するため、

併せて電子申請等に対応するという事でございます。

なお、この案件につきましては、参考資料集では2ページから3ページにかけまして、関係資料を掲載しておりますので、併せて御参照を賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の4ページをお開き願いたいと思います。

議案第59号は、玖珠町手数料条例の一部改正についてでございます。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの発行手数料について改正されるため、提出をするというものでございます。

マイナンバーカードを再発行する際には、手数料が800円必要となっておりますが、その手数料を町で徴収しているものが、令和3年9月1日からは、地方公共団体情報システム機構が再交付手数料を徴収することとなることから、徴収根拠である手数料条例を改正するというものでございます。

これにつきましても、詳細については参考資料集の4ページに資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続いて、議案集の6ページを御覧いただきたいと思います。

議案第60号は、玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

この議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、関連する条例を整備するため、提出するというものでございます。

改正される内容につきましては、保育を提供する家庭的保育事業者等の業務負担の軽減、また利用者の利便性向上等を図る観点から、利用者等の手続や説明、同意等を行う際の書面を、現在の紙手続からメール等による電磁的な方法による記録・保存や対応を原則として認めるというものでございます。

現在、玖珠町の中では、保育を提供する家庭的保育事業者としては小規模保育施設、町内ではコスモス1か所が該当となるようでございます。

なお、参考資料集の5ページに参考資料を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の8ページを御覧いただきたいと思います。

議案第61号は、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、町営長野団地及び町営中島団地の用途廃止に伴いまして、条例の別表を改正する必要があるため、提出をするというものでございます。

用途廃止の理由といたしましては、町営中島団地は、中島橋の架け替えに伴う町道中島線の新設によりまして、用途廃止をするというものであります。町営長野団地は、昭和51年建設以降、45年を経過し、老朽化が著しいため、用途廃止とし、町営住宅の名称及び位置を示す別表から2つの団地を削除するというものでございます。

なお、これにつきましても、参考資料集では6ページから8ページにかけまして資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

議案集の9ページをお開き願います。

議案第62号は、玖珠町消防団条例の一部改正についてでございます。

この議案は、消防団員確保のため、消防団員の資格及び分限に関する条件を改正するため、提出をするというものでございます。

現在の消防団員の資格は、区域内に居住する年齢18歳以上の者とされております。分限には、区域外に転住したとき身分を失うと規定されております。

近年は、区域外で生活する消防団員も増えていることから、区域内に勤務する消防団員を資格に追加し、消防団員の生活環境の多様化等に対応することによりまして消防団員を確保していくために改正するというものでございます。

参考資料集の9ページに資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続いて、議案集の10ページを御覧いただきたいと思います。

ここからは報告事項でございますが、報告第7号は、令和2年度玖珠町一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

この報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして、令和2年度玖珠町一般会計継続費の繰越計算書を調製して議会に報告するというものでございます。

内容につきましては、11ページに掲載をしております防災行政無線デジタル化事業でございまして、翌年度通次繰越額は29万5,025円となっております。

続いて、議案集の12ページをお開き願います。

報告第8号でございます。令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、令和2年度玖珠町一般会計繰越明許費の繰越計算書を調製して議会に報告するというものでございます。

内容につきましては、議案集の13ページに一覧表を掲載しておりますが、社会保障・税番号制度システム管理費など21件を報告するものでありまして、翌年度繰越額の合計は5億7,514万4,000円となっております。

以上、今議会に提出を申し上げましたのは、補正予算案件が1件、条例制定案件が1件、条例の一部改正案件が4件、報告案件が2件の計8件でございます。

なお、議会運営副委員長が申されましたように、今定例会中に、先日の臨時会で説明を申し上げました三日月の滝公園に関する補正予算案及び関連する条例、また、わらべの館移動図書館車の購入契約について、追加議案として提出させていただきたいと考えておりますので、お取り計らいいただきますよう御配慮よろしくお願い申し上げます。

以上で、令和3年第2回玖珠町議会定例会に上程させていただく議案の提案理由の説明とさせていただきます。どうぞ御審議、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第6 請願及び要望の上程（請願1件、要望1件）

○議長（大野元秀君） 日程第6、請願及び要望の上程を行います。

お手元に配付しておりますとおり、請願1件と要望1件が提出されております。

これを上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件及び要望1件は上程することに決定しました。

ここで、請願第2号について紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 12番高田修治です。今、お手元にあります請願文書表をお出しください。

1ページ開けてもらいまして、読み上げます。

玖珠町議会議長、大野元秀殿。

少人数学級推進・複式解消など定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元および制度の拡充に係る意見書の提出に関する請願書。

紹介議員、高田修治。

請願者、大分県玖珠郡玖珠町大字帆足173、玖珠郡教育会館内、大分県教職員組合玖珠支部執行委員長、牧 一統。玖珠郡PTA連合会会長、相良和利。ほか、玖珠町立小中学校PTA会長一同。

なお、各小中学校のPTA会長の署名等につきましては、3ページ以降につけてございますので、よろしくお願いします。

次のページをお開きください。2ページでございます。

特に、中ほどにあります、2021年3月31日、改正義務標準法が成立されました。小学校の学級編制基準が、段階的ではありますが、引き下げられることになり、一部動き出したところであります。

今回の請願要旨としましては、下段のほう、記、3つあります。

まず、1、教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

3、さらなる小人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、3点であります。

この請願事項を御理解いただきまして、国の関係機関への意見書の提出をいただきますようお願いいたしまして、説明といたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（大野元秀君） 12番高田修治君、自席へお戻りください。

日程第7 委員会の継続調査の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（大野元秀君） 日程第7、委員会の継続調査の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会副委員長細井良則君。

○基地対策特別副委員長（細井良則君） 基地対策特別委員会報告（閉会中）。

令和3年第1回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会の所掌事務について、閉会中の継続調査とした事件の調査結果を報告します。

5月27日、町長をはじめ基地対策特別委員会委員出席の下、委員会を開催しました。

主な経過報告。

5月13日、玖珠駐屯地司令表敬。場所、玖珠駐屯地。参加者、正副議長、正副委員長。内容、委員編成替後の挨拶、行事等に対する意見交換。

5月27日、基地対策特別委員会。

付議事項。

1) 西部方面総監部・九州防衛局・防衛省への要請行動について。

本年度の西部方面総監部・九州防衛局・防衛省要請行動の日程については、新型コロナウイルス感染状況により変更の可能性があります、令和2年度と同様に10月、11月で実施したいと考えています。

2) 要望書について。

地元住民の意見要望を聴取して、昨年の要望書を基に執行部と委員会で内容について精査したいと考えています。

3) 今後の予定。

西部方面総監部・九州防衛局・防衛省への要請のため地元住民との意見交換会に向けて日程調整を行います。

委員会としては、基地問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続調査とすることに決しました。

○議長（大野元秀君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

基地対策特別委員会副委員長細井良則君、自席にお戻りください。

以上で、継続調査の報告及び委員長報告に対する質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日４日から７日は議案考察のため休会とし、８日は議案質疑といたしたいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、明日４日から７日は議案考察のため休会とし、８日は議案質疑とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時42分 散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

令和３年６月３日

玖 珠 町 議 会 議 長 大 野 元 秀

署 名 議 員 衛 藤 和 敏

署 名 議 員 高 田 修 治